

平成20年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																	
<p>予算 (1件) 総務部</p> <p>条例案 (9件) 健康福祉部</p>	<p>【1】 平成20年度三重県一般会計補正予算(第2号)</p> <p>【2】 三重県公立大学法人評価委員会条例案</p> <p>参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (地方独立行政法人評価委員会)</p> <p>第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。</p> <p>2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。</p> <p>二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。</p>	<table border="1" data-bbox="767 342 1449 600"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案 18 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>21 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>43 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、三重県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行うため、知事の附属機関として、三重県公立大学法人評価委員会を設置するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県公立大学法人評価委員会の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定める。 	予 算	1 件	議案 18 件	条 例	9 件	その他議案	8 件	報 告	21 件	認 定	4 件	提 出	件		計	43 件	
予 算	1 件	議案 18 件																	
条 例	9 件																		
その他議案	8 件																		
報 告	21 件																		
認 定	4 件																		
提 出	件																		
計	43 件																		

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>【 3 】 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例案</p>	<p>三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資するための条例を制定するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成 2 1 年 4 月 1 日から施行）</p> <p>（主な制定内容）</p> <p>(1) 総則 目的、定義、責務</p> <p>(2) 産業廃棄物の適正な処理の確保 事業者の義務 処分を委託する場合の確認等、産業廃棄物の保管場所に係る届出、県内搬入に係る届出、県内搬入に係る変更の届出、勧告及び公表、指定特別管理産業廃棄物に係る報告等 土地所有者等の義務 所有地等の使用方法等の確認、不適正な処理が行われた場合の措置、生活環境保全上の支障の除去等への協力 産業廃棄物の処理に関する環境配慮 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等、産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取 産業廃棄物の処理状況等の透明化 産業廃棄物の処理状況の報告等、行政処分等の公表</p> <p>(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等</p> <p>(4) 雑則 報告及び検査等、委任</p> <p>(5) 罰則</p> <p style="text-align: center;">< 参 考 ></p> <p>三重県環境基本条例（平成 7 年三重県条例第 3 号） （基本理念）</p> <p>第 3 条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。</p> <p>3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。</p> <p>4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。</p>

区 分	件 名	概 要
政策部	<p>【 4 】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成 2 0 年 1 2 月 1 日 (一部平成 2 1 年 4 月 1 日) から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地の転用の許可 (同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。)等の事務を処理することとする市町に東員町を加えるものとする。</p> <p>(2) (1)に伴い、租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 3 0 項 (同法第 7 0 条の 6 第 3 6 項において準用する場合を含む。)の規定による農地法第 4 条及び第 5 条の許可を行ったことによって農地の所有権の移転等の事実が生じた旨を、所轄税務署長へ通知 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。)する事務を処理することとする市町に東員町を加えるものとする。</p> <p>(3) その他規定を整備するものとする。</p>
<p>参 考</p> <p>地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第 2 5 2 条の 1 7 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p>		
健康福祉部	<p>【 5 】 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>食品等の薬物中毒による健康被害の拡大防止対策を講じるため、食品等に起因する健康被害等に関する情報の提供についての規定を整備するものである。 (平成 2 1 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 食品等事業者が食品等に関する消費者からの健康被害や法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告する旨を追加する。</p> <p>(2) その他規定を整備するものとする。</p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>【 6 】 三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「新条例」という。）の制定等に伴い、産業廃棄物の適正処理に係る規定等を整備するものである。 （平成21年4月1日（一部公布の日）から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 新条例に移行する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分を委託する場合の確認等 ・県内搬入に係る届出 ・県内搬入に係る変更の届出 ・勧告及び公表 ・産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等 ・産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取 ・規則への委任 <p>(2) 廃止する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定産業廃棄物に係る届出 ・指定産業廃棄物に係る変更等の届出 ・勧告及び公表
生活・文化部	<p>【 7 】 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案</p>	<p>特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、社員総会における表決権行使に係る規定を整備するものである。 （平成20年12月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月1日から施行される特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、社員総会における表決権行使の手段として書面による表決に代えて電磁的方法による表決が可能となったため、今回の条例改正において電磁的方法の具体的内容を定める規定を整備する。
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>条例の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度の公正な運営の確保を図るため、特定非営利活動法人の設立等に関し必要な事項を定めるものである。 <p>特定非営利活動促進法の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものである。 		

区 分	件 名	概 要
農水商工部	<p>【 8 】 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>水産物部は平成 19 年 4 月に地方卸売市場へ転換しているが、平成 21 年 4 月には、中央卸売市場である青果部を地方卸売市場へ転換して、卸売市場全体を地方卸売市場とし、同時に指定管理者制度の導入を計画している。</p>	<p>三重県中央卸売市場が地方卸売市場へ転換することに伴い必要な改正を行うとともに、管理を指定管理者に行わせることについて、規定を整備するものである。 (平成 21 年 4 月 1 日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な制定、改正内容)</p> <p>(1) 取扱品目の追加と関係事業者に関する規定等の整備 ・取扱品目の部類として青果部を追加 ・関係事業者の承認及び登録に係る規定の整備</p> <p>(2) 売買取引の方法等に関する必要な規定の整備 ・委託手数料に関する規定の整備</p> <p>(3) 指定管理者制度の導入に伴う規定の整備 ・指定管理者の指定の手續に関する事項 ・指定管理者が行う業務の範囲に関する事項 ・市場施設の利用許可、利用料金に関する規定の整備</p> <p>(4) 関係条例の改正 三重県特別会計条例の一部改正(平成 21 年 4 月 1 日から施行)</p>
警察本部	<p>【 9 】 三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">< 参 考 ></p> <p>条例の概要 警察法第 47 条第 4 項及び第 53 条第 4 項の規定に基づき、三重県警察本部の内部組織並びに警察署の名称、位置及び管轄区域について必要な事項を定める。 ・警察法第 47 条第 4 項 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準(警察法施行令第 4 条第 1 項)に従い、条例で定める。 ・警察法施行令第 4 条第 1 項 法第 47 条第 4 項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第一のとおりとする。(基準として別表第一に所掌事務が列記)</p>	<p>警察法施行令の一部改正に伴い、警察本部の所掌事務の改正を行うものである。 (平成 20 年 12 月 18 日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>・オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第 3 条第 1 項に規定する給付金に関する事務を警務部の所掌事務とする。</p>
農水商工部	<p>【 10 】 三重県中央卸売市場条例を廃止する条例案</p>	<p>三重県中央卸売市場が地方卸売市場へ転換することに伴い、三重県中央卸売市場条例を廃止するものである。 (平成 21 年 4 月 1 日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
その他議案 (8 件) 県土整備部	【 1 1 】 工事請負契約について	中勢沿岸流域下水道 (松阪処理区) 松阪浄化センター 2 系 1 池水処理設備 (機械) 工事 場所 松阪市高須町地内 契約金額 682,500,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 2 1 番 4 号 三菱化工機株式会社名古屋支店 支店長 伊藤 克己 工事の概要 水処理機械設備 1 式
防災危機管理部	【 1 2 】 損害賠償の額の決定及び和解について	平成 2 0 年 4 月 2 9 日、名張市赤目四十八滝溪谷内において、防災ヘリコプター「みえ」による救助活動を実施した際、同ヘリコプターの風圧によって折れた立木の枝が観光客 2 名に当たり負傷したことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 57,703 円
農水商工部	【 1 3 】 損害賠償の額の決定及び和解について	第 3 回中国中部投資貿易博覧会のために使用貸借し、平成 2 0 年 5 月 2 8 日から三重県合同ビルの会議室において保管していた物品の管理の瑕疵に起因して発生した萬古焼の壺 1 点の紛失について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 100,000 円
	【 1 4 】 損害賠償の額の決定及び和解について	第 3 回中国中部投資貿易博覧会のために使用貸借し、平成 2 0 年 5 月 2 8 日から三重県合同ビルの会議室において保管していた物品の管理の瑕疵に起因して発生した萬古焼の急須 1 点の紛失について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 18,000 円
	【 1 5 】 損害賠償の額の決定及び和解について	第 3 回中国中部投資貿易博覧会のために使用貸借し、平成 2 0 年 5 月 2 8 日から三重県合同ビルの会議室において保管していた物品の管理の瑕疵に起因して発生した伊勢形紙ガラス額縁入り 2 点の紛失について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 100,000 円

区 分	件 名	概 要
政策部	<p>【16】 三重県国土利用計画の変更 について</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>三重県国土利用計画の目的は、県土について総合的かつ計画的な土地の利用を確保するために定める長期計画であり、国土利用計画法で定められた国土利用の基本理念に即し、限られた県土資源を前提として、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた発展をはかることにある。</p> <p>本計画は国土利用に関する市町計画及び三重県土地利用基本計画の基本となるとともに各種土地利用計画の指針となるものである。</p> <p>国土利用計画法第7条第9項の規定により、都道府県計画を変更する場合には議会の議決を要する。</p>	<p>国土利用計画法第7条第9項の規定により、平成9年3月に策定された三重県国土利用計画（第三次）を変更するものである。</p> <p>（計画の内容）</p> <p>(1) 県土の利用に関する基本構想 長期的な展望にたち、県土の安全の確保や環境の保全、土地の有効利用等の観点から、県土利用の基本方針を明らかにするとともに、県土の利用目的に応じた区分ごとの土地利用の方向性を明らかにしたものである。</p> <p>(2) 利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 目標年次を平成29年として、県土を農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の利用区分に分け、それぞれの目標年次における目標値を明らかにしたものである。</p> <p>(3) (2)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 県土の適正かつ合理的な土地利用の確保をはかるために必要な措置及び利用区分ごとの土地利用の調整と整備の方向を示したものである。</p> <p>（計画の期間） 平成20年から平成29年までとする。</p>

区 分	件 名	概 要
政策部 つづき	<p>【17】 「^{うま}美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について</p>	<p>「^{うま}美し国おこし・三重」は、地域の多様な主体が、特色ある地域資源を生かして取り組む地域づくりを基本に、平成21年から平成26年までの6年間にわたって、多彩な催しを展開することにより、地域の魅力や価値を向上させ、発信するとともに、集客交流の拡大を図り、自立・持続可能な地域づくりへとつなげていく取組である。</p> <p>この「^{うま}美し国おこし・三重」の取組を着実に推進するため、基本計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>三重県基本計画は次の2部で構成する。</p> <p>第1部 「^{うま}美し国おこし・三重」基本計画 (「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会)</p> <p>第2部 「^{うま}美し国おこし・三重」における三重県の取組</p> <p>第1章 県の役割と責任 第2章 全体事業費と年度別県支出額</p> <p>(計画の期間)</p> <p>平成21年から平成26年までとする。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>「^{うま}美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定については、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例第3条の規定により議会の議決を要する。</p>		
健康福祉部	<p>【18】 公立大学法人三重県立看護大学定款の制定について</p>	<p>公立大学法人三重県立看護大学を設立するため、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決を経て定款を定めるものである。</p> <p>(平成21年4月1日(法人成立の日)から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1)総則 法人の目的・名称・種別・設置する大学・設立団体・所在地等、法人の基本的事項について定める。</p> <p>(2)役員等 役員の定数、役員の職務及び権限、役員の任命手続、役員の任期、職員の任命、理事会の設置及び構成、理事会の議事手続、理事会の審議事項等を定める。</p> <p>(3)審議機関 経営及び教育研究に関する重要事項の審議機関として法人に設置する経営審議会及び教育研究審議会について、構成、招集及び議事、審議事項等を定める。</p> <p>(4)業務の範囲及びその執行 法人が実施する業務の範囲を定める。</p> <p>(5)資本金等 県が法人に出資する資産、法人の解散に伴う残余財産の帰属について定める。</p> <p>(6)附則 定款で定めることとされている法人成立後最初の理事長の任命及び任期について特例を定める。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (設立)</p> <p>第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		

区 分	件 名	概 要
報告 (21 件) 健康福祉部	【 19 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 20 年 4 月 9 日四日市市曙町地内の国道 23 号において発生した桑名保健福祉事務所 (保健衛生室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 247,200 円 損害賠償額 839,411 円
	【 20 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 20 年 6 月 13 日四日市市貝家町地内の県道四日市鈴鹿環状線において発生した北勢児童相談所 (家庭自立支援課) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 103,270 円
環境森林部	【 21 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 20 年 6 月 19 日熊野市井戸町地内の駐車場内において発生した熊野農林商工環境事務所 (森林・林業室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 211,800 円
農水商工部	【 22 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 18 年 4 月 13 日松阪市美濃田町地内の県道松阪嬉野線と市道との交差点において発生した松阪農林商工環境事務所 (農政・普及室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 73,885 円
警察本部	【 23 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 19 年 3 月 23 日鈴鹿市白子駅前地内の国道 23 号において発生した組織犯罪対策課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,692,246 円
	【 24 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 19 年 4 月 4 日志摩市阿児町鵜方地内の駐車場において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 75,610 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【25】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年5月21日四日市市松原町地内の駐車場において発生した組織犯罪対策課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 273,694 円
教育委員会	【26】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年4月28日四日市市智積町地内の市道において発生した県立四日市中央工業高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 70,095 円
県土整備部	【27】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年7月22日度会郡南伊勢町押淵地内の国道260号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 78,293 円
	【28】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年9月11日三重郡菰野町大字菰野地内の国道477号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 40,235 円
	【29】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年3月15日名張市瀬古口地内の国道165号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 3,540 円
	【30】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年4月10日熊野市井戸町瀬戸地内の県道七色峡線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 101,855 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【31】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年4月17日名張市下比奈知地内の県道名張青山線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 113,400円
	【32】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年4月25日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 151,360円
	【33】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年4月29日伊勢市横輪町地内の県道玉城南勢線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 65,421円
	【34】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年6月5日熊野市神川町地内の県道熊野矢ノ川線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 30,474円
	【35】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年6月5日志摩市磯部町三ヶ所飛地地内の県道鳥羽阿児線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 240,303円
	【36】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年6月17日鈴鹿市神戸1丁目地内の県道四日市鈴鹿環状線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 13,433円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【37】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成20年6月22日桑名市大字立田町地内の県道湾岸桑名インター線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 7,936円
総務部	【38】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について	県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約 【契約名称】三重県総務事務システムに係る機器賃貸借契約 【履行場所】三重県総務部経営総務室他 【契約金額】282,352,062円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都品川区大崎 1-11-2 富士電機システムズ株式会社 代表取締役 白倉三徳(シラクミツル) 【契約締結の年月日】平成20年7月8日 【契約期間】平成20年7月8日から 平成27年3月31日まで
警察本部		【契約名称】ICカード運転免許証記載内容確認装置の賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部交通部運転免許センター及び県内18警察署 【契約金額】64,344,000円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 日本電子計算機株式会社 営業本部長 村上春生 【契約締結の年月日】平成20年8月1日 【契約期間】平成21年1月1日から 平成26年12月31日まで 【契約名称】ICカード運転免許証チェックコード生成装置の賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部交通部運転免許センター 【契約金額】59,261,160円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号 NECリース株式会社中部支社 支社長 待山義介 【契約締結の年月日】平成20年8月1日 【契約期間】平成21年1月1日から 平成26年12月31日まで

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき		<p>【契約名称】ＩＣカード運転免許証追記装置・証明書キャッシュサーバの賃貸借契約</p> <p>【履行場所】三重県警察本部交通部運転免許センター及び県内 18 警察署</p> <p>【契約金額】68,367,600 円</p> <p>【契約方法】一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 日本電子計算機株式会社 営業本部長 村上春生</p> <p>【契約締結の年月日】平成 20 年 8 月 1 日</p> <p>【契約期間】平成 21 年 1 月 1 日から 平成 26 年 12 月 31 日まで</p> <p>【契約名称】ＩＣカード運転免許証作成システムの賃貸借契約</p> <p>【履行場所】三重県警察本部交通部運転免許センター及び県内 18 警察署</p> <p>【契約金額】1 円</p> <p>【契約方法】一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都新宿区新宿四丁目 3 番 17 号 株式会社ＤＮＰアイディーシステム 代表取締役 荒木進</p> <p>【契約締結の年月日】平成 20 年 8 月 1 日</p> <p>【契約期間】平成 21 年 1 月 1 日から 平成 26 年 12 月 31 日まで</p>
企業庁		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格 5 億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】ゆめが丘浄水場築造工事</p> <p>【履行場所】三重県伊賀市ゆめが丘 地内</p> <p>【契約金額】変更前 1,742,237,700 円 変更後 1,770,025,950 円</p> <p>【契約方法】随意契約（変更契約）</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市羽所町 375 番地 飛島・日本土建・三和特定建設工事共同企業体 代表者 飛島建設株式会社三重営業所 所長 加藤賢二</p> <p>【変更契約締結の年月日】 平成 20 年 7 月 23 日</p> <p>【契約期間】平成 18 年 6 月 28 日から 平成 20 年 7 月 31 日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>企業庁 つづき</p> <p>企業庁 病院事業庁</p>	<p>【39】 平成19年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）について</p>	<p>【契約名称】ゆめが丘浄水場急速ろ過池築造工事 【履行場所】三重県伊賀市ゆめが丘 地内 【契約金額】556,500,000 円 【契約方法】随意契約（変更契約） 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号 （住友生命名古屋ビル） 株式会社神鋼環境ソリューション名古屋支店 支店長 浦本博文 【変更契約締結の年月日】 平成20年8月13日 【契約期間】変更前 平成18年9月22日から 平成20年8月29日まで 変更後 平成18年9月22日から 平成20年12月19日まで</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>各企業会計の資金不足比率 平成19年度決算において、水道事業会計、工業用水道事業会計、電気事業会計、病院事業会計のいずれも資金剰余であるため、資金不足比率が算定されない。 健全化判断比率（4指標）及び他の特別会計の資金不足比率については、追加提案時に報告予定</p>		
<p>認定 （4件） 企業庁</p> <p>病院事業庁</p>	<p>【40】 平成19年度三重県水道事業決算</p> <p>【41】 平成19年度三重県工業用水道事業決算</p> <p>【42】 平成19年度三重県電気事業決算</p> <p>【43】 平成19年度三重県病院事業決算</p>	<p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>